

入札制度の適正化について

本市では、入札制度の適正化を図り、公正性、透明性、競争性をより高め、一層の公共工事の品質確保を進めてまいります。

1 建設工事について

(1) 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の改正

最低制限価格制度における最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格の適用範囲の上限値を引き上げます。

■最低制限価格及び調査基準価格 適用範囲の改正

現 行

10分の7～10分の9（中央公契連モデルに準拠）

改 正

10分の7～10分の9.2

※ 算定式の変更はありません。

※ 算定式により定めた調査基準価格が適用範囲上限の9.2/10を超える場合、当該工事の失格基準は、調査基準比較価格×0.98とします。
(千円未満の端数は切り捨てます。)

(2) 予定価格の一部事後公表の拡大

予定価格の公表について、平成21年10月から原則として一般競争入札を対象に一部事後公表を実施していますが、更なる適正価格での入札を促進するため、予定価格の事後公表の実施割合を拡大します。

現 行

業 種	割 合
舗装工事	全て
上記以外の業種	2分の1程度

※ 原則として一般競争入札を対象とします。

※ 業種別に割合を実施します。

改 正

業 種	割 合
舗装工事	全て
上記以外の業種	<u>3分の2程度</u>

※ 原則として一般競争入札を対象とします。

※ 業種別に割合を実施します。

上記の改正は、平成31年4月1日以降に告示又は指名する案件から適用します。